

離職などにより収入が減ってしまい、

家賃の支払いに お困りでは ありませんか？



収入も仕事も
なくて
困っている...



退職したものの、
転職活動に
不向きがある...



収入が減って
毎月の家賃が
支払えない...

相談・申請窓口

区保健福祉センター社会援護課（※お住まいの区）

開庁時間

月～金 8:30～17:30（土日祝日、年末年始を除く）

対象者

離職などにより収入が減少し、住居を失うおそれのある方

支給方法

原則、不動産媒介業者等へ直接振込

支給期間

原則3ヶ月（一定の要件を満たす場合は延長あり）

支給額（上限）

単身世帯:41,000円 2人世帯:49,000円 3～5人世帯:53,000円
※支給額は、世帯収入額により変わります



支給額や対象要件
などの詳細はこちら